やまぐちスポーツ交流・元気県づくり推進会議設置要綱

（設置）

第１条 県民が生涯にわたってその関心及び適性等に応じて身近にスポーツに親しむことができる社会の実現に向けた県民の自主的な活動（以下「県民運動」という。）の促進を図るため、やまぐちスポーツ交流・元気県づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 推進会議は次に掲げる事務を所掌する。

（１）県民運動の目標と方策の決定に関すること。

　（２）県民運動に関する普及啓発に関すること。

（３）その他県民運動の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は知事をもって充てる

３　委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

（１）行政及びスポーツ関係団体の代表者

（２）県民運動を効果的に展開できる団体の代表者

（３）その他、知事が必要と認める者

（任期）

第４条 委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会議）

第５条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

２ 会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第６条 推進会議の庶務は、山口県総合企画部スポーツ・文化局スポーツ推進課において処理する。

（その他）

第７条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

　この要綱は、平成２４年６月１７日から施行する。

　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。